

令和 2 年 7 月 8 日
三 重 労 働 局

四日市公共職業安定所における文書の誤交付について

三重労働局（局長 西田 和史）は、四日市公共職業安定所（所長 鈴倉 信男）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

四日市公共職業安定所（以下「四日市所」という。）において、四日市所職員 X が A 事業所の申請代理人である B 社会保険労務士（以下「B 社労士」という。）届出の「育児休業給付金支給申請書」等（以下「申請書等」という。）を誤って D 社会保険労務士（以下「D 社労士」という。）に交付するという事案が発生した。

申請書等には、A 事業所の従業員 C さんの雇用保険被保険者番号、氏名、生年月日、性別、出産年月日、育児休業給付金支給額、口座番号の個人情報が記載されていた。

2 事実経過

- （1） 7月2日午後1時半頃、D社労士が申請書等を受け取りのため来所され、D社労士と名乗ったが、職員 X が聞き間違い、B社労士から預かっていた申請書等を交付した。
- （2） 7月2日午後2時半頃、D社労士から、D社労士事務所と関係のない A 事業所の申請書等を受け取っていると連絡があり、この時点で申請書等の誤交付が確認された。
- （3） 7月2日午後4時頃、四日市所次長がD社労士事務所を訪問し、誤交付した申請書等を回収するとともに、D社労士に経過説明と謝罪を行い了承いただいた。また、当該申請書等についてD社労士事務所以外に情報漏えいしていないことを確認した。
- （4） 令和2年7月2日午後4時半頃、四日市所次長がB社労士事務所を訪問し、申請書等を交付するとともに、B社労士に経過説明と謝罪を行い了承いただいた。

- (5) 7月3日午前9時半頃、四日市所次長がA事業所を訪問し、A事業所の総務部長に謝罪。A事業所の総務部長に対し、従業員Cさんに対しても直接謝罪したい旨を伝え、A事業所の総務部長がCさんに経過を説明したところ、直接の謝罪は必要ないとの回答をいただいた。

3 再発防止策

(1) 四日市所における取組み

- ① 7月3日に緊急幹部会議を開催し、幹部職員に対して、事案の概要を伝達するとともに、再発防止のため窓口対応の徹底を指示した。
- ② 同日の会議終了後、幹部職員から全職員に対して、「個人情報保護に関する研修テキスト」による緊急自主点検を指示するとともに、個人情報管理の基本動作に関する研修を実施した。
- ③ 事業所・社労士事務所・事務組合等から預かった申請書等の書類は預かり証によって管理し、返却に当たっては、預かり証の控えを確認し、書類交付することとした。

(2) 三重労働局における取組み

- ① 7月6日、職業安定部長から管下の公共職業安定所長及び同出張所長に対し、本事案の概要を説明し、個人情報漏えい防止の基本動作の更なる徹底及び預かり証による申請書等の管理について指示した。
- ② 7月8日、総務課長から全職員に対して、本事案の概要を説明し、個人情報保護に関する緊急自主点検を実施するよう指示した。

【担当】 三重労働局職業安定部職業安定課
課長 小西 克明
電話 059-226-2305